

## 福山市妊婦健康診査費等償還払実施要綱

### (目的)

第1条 妊産婦及び新生児が次条に規定する妊婦健康診査等を福山市妊産婦乳幼児健康診査実施要領において定める委託医療機関及び委託助産所(院)(以下「委託機関」という。)以外の医療機関及び助産所(院)で受診したときに、当該受診者が要した費用(以下「妊婦健康診査費等」という。)を助成することにより、当該受診者の医療機関及び助産所(院)での受診機会を確保し、もって妊産婦の健康の保持増進及び新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育を図る。

### (助成対象者)

第2条 妊婦健康診査費等の助成対象者は、福山市妊産婦乳幼児健康診査実施要領で定める妊婦一般健康診査、妊婦一般健康診査検査、子宮頸がん検診、クラミジア検査、助産施設妊婦一般健康診査、産婦健康診査及び新生児聴覚検査の受診対象者であって、原則、委託機関以外の医療機関及び助産所(院)で妊婦健康診査等を受診した者とする。

### (助成金の額)

第3条 1回当たりの妊婦健康診査費等に係る助成金の額は、妊婦健康診査費等の額と妊婦健康診査等を受診した年度の市が実施機関に委託した契約単価とを比較して、いずれか少ない方の金額とする。

### (助成申請)

第4条 妊婦健康診査費等の助成申請者は、妊婦健康診査費等助成申請書(様式第1号。以下「助成申請書」という。)に必要事項を記入し、健康診査補助券等の結果票、問診票及び当該妊婦健康診査費等に係る領収書をこれに添えて、市長に提出するものとする。

### (申請期限)

第5条 助成申請書の提出期限は、原則妊婦健康診査等を受診した月の翌月末とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、請求期限を受診日から5年とする。

### (助成の決定及び支払)

第6条 市長は、第4条の規定により助成申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の支給を決定したときは、適正な申請のあった日から起算し、30日以内に指定の口座に振り込む。

2 助成決定通知及び振込通知については、口座への振込をもって通知とする。

### (台帳の整理保管)

第7条 市長は、妊婦健康診査費等の助成状況を明確にするため、妊婦健康診査費等助成台帳を備え付け、必要な事項を記載し、整理する。

### (助成の決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他の不正な手段により妊婦健康診査費等の助成を受けた者に対し、助成の決定を取消し、助成金の返還を命ずるものとする。

2 前項の虚偽の事実が判明したときは、速やかに妊婦健康診査費等助成取消通知書により通知する。

### (雑則)

第9条 この要綱により定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。
- 2 この要綱による規定は、2009年(平成21年)4月1日以降に受診した者を対象とする。

### 附 則

この要綱は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、2018年(平成30年)10月1日から施行する。

2 第2条に規定する助成対象者のうち、新生児聴覚検査の受診対象者については、2018年（平成30年）10月1日以降に出生した児とする。

附 則

1 この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

2 第2条に規定する助成対象者のうち、産婦健康診査の受診対象者については、2021年（令和3年）4月1日以降に出産した産婦とする。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。